

石垣市緑豊かな風景づくり指針

令和4年3月

石垣市

< 目 次 >

はじめに-----	1
1. 緑地の保全及び創出の基本方針、目標-----	1
2. 緑地の保全及び創出の計画・施策-----	1
3. 緑地の保全及び創出の実現の方策-----	4
4. 緑地の管理-----	4

はじめに

本指針は、石垣市風景づくり条例（平成 19 年 3 月 26 日条例 第 18 号）第 19 条、同施行規則第 6 条の規定に基づき、「緑豊かな風景の実現に資する植栽ならびに管理に関する指針（以下「緑豊かな風景づくり指針」という。）として策定するものです。

本市は、先人たちが悠久の時の流れの中で守り、育んできた亜熱帯の美しい自然環境や優れた景観、歴史風土の中で培われた格調高い文化の香りが漂うまちと集落など、本市特有の魅力を最大限に活かした緑豊かな風景を展開しており、それらを次世代へ引き継いでいくことが重要と捉えております。

石垣市都市計画マスタープランにおいても、優れた自然特性を活かし、自然と人間の調和した美しい緑豊かな風景づくりを目指すこととしているほか、「石垣しみどりの基本計画」では、「亜熱帯の地に自然・文化が育まれ、交流の花咲きほこる、みどりのしま・まち“いしがき”」と将来像を定めていることから、それらと連携した指針とします。

風景づくりにおいては、国、県、市における公共事業が先導的な役割を果たす必要があるため、公共事業は率先してこの指針を実現するよう努めることとします。

1. 緑地の保全及び創出の基本方針、目標【施行規則第6条第1項1号】

（１）石垣島を特徴づける緑地の骨格の保全と強化

石垣の景観の骨格をなす山々、河川、海岸の緑地の持続的な保全とその強化を図っていきます。

（２）まちの景観向上に資する緑地の形成

まちの景観向上のため、市街地の緑地の質的向上とともに持続性を見据えた適正化を図っていきます。

（３）集落域の魅力を伝える緑地の保全と形成

特色ある集落の緑地や、歴史文化資源と一体的となった石垣らしさを伝える緑地について、その周辺環境と調和し、景観に配慮した保全と活用にあつめていきます。

（４）みんなで支える活力ある緑の景観の形成

本市に住まい、働き、学び、楽しむ多様な主体が連携して、一体となって石垣らしい緑の景観を持続的に守り育てていきます。

2. 緑地の保全及び創出に関する計画・施策【施行規則第6条第1項2号、3号】

「基本方針1：石垣島を特徴づける緑地の骨格の保全と強化」に関する計画

計画1 __自然環境の厳正な保全と自然景観に調和・配慮した活用を図る

島の豊かな自然環境を形成する緑地は、既存の土地利用法規制と連動しながら厳正に保全します。良好な眺望景観及び星空保護区としての夜空景観のため、視点場からの景観保全を図るとともに、自然景観に調和・配慮した施設整備及び管理運営に取り組みます。

① 山林・緑地の保全強化と景観整備の促進

石垣島の山林やまとまった緑地の景観は、豊かな亜熱帯の自然環境を支える基本となること

から、その保全を厳正に図ります。こうした石垣島を特徴づける山林・緑地は、市民や来訪者が自然景観とふれあえる場として遊歩道や公園等の整備を推進します。

② 歴史文化資源と一体となった保全と景観形成の促進

本市の自然環境（山林・緑地・水辺）には、文化財指定されたフルスト原遺跡、仲筋村ネバル御嶽の亜熱帯海岸林、国立公園内のサガリバナ群落など多くの歴史文化資源が介在しています。これらは周辺の山林や緑地と一体となって保全し、景観形成に努めます。

③ 生物多様性を確保する環境整備の推進

石垣島は、照葉樹林、マングローブ、干潟、サンゴ礁などの亜熱帯を象徴する自然環境や琉球弧の地史を表す地形・地質が見られ、また、希少種や固有種が生息・生育することも景観の魅力であり、生態系ネットワークの向上と外来種の拡大防止に努めます。

計画2__景観に配慮した農業の展開と調和した活用を促進する

石垣島の景観に配慮した農業基盤整備に努め、豊かな農地景観の保全に努めます。観光等と連携した農地の活用については、景観と調和したものとします。

① 優良農地の保全と景観に配慮した農業振興の促進

石垣島の景観に調和する農業基盤整備に努め、豊かな農地の景観保全に努めます。

② 観光等と調和した農地の活用

石垣の農地や農業を景観に調和した観光や市民のレクリエーションに活かすことで、農地景観の保全や活用につなげていきます。

「基本方針2：まちの景観向上に資する緑地の形成」に関する計画

計画3__既成市街地の緑地の保全と交流空間の形成を促進する

既成住宅市街地では、都市公園や公共施設、道路空間の適切な維持管理と緑化を実施し、今後とも都市景観の向上に努めます。中心市街地では、地区の再開発などを通じて、人々が賑わい、交流する場所として緑あふれる景観形成・修景を進めていきます。

① 都市公園の整備促進と適正管理

整備が遅れている市街地での都市公園・緑地の整備を促進し、市民に身近で利用しやすい公園づくりに努め、緑の景観の創出を図ります。

② 緑地の交流空間の創出

石垣港周辺の中心市街地は人々が賑わい、交流する場所となるように、積極的な景観形成・修景を進め、良好な都市景観の創出を進めます。

③ まちなかの緑地の保全と緑化の推進

市街地に残る伝統的住宅、屋敷林、石垣及び御嶽などの歴史・文化資源の緑地の保全・活用を図ります。また、道路及び公共空間の緑化と民有地の緑化を在来種により推進し、まちなかの緑豊かな風景づくりを進めます。

計画4__新市街地における魅力あふれる緑地を創造する

空港跡地及び周辺地区、石垣新港地区において、新しいまちづくりが進められており、その新市街地において石垣らしい魅力あふれる緑地を創造します。

① 新市街地の緑地の整備・誘導の推進

令和2年(2020年)に用途地域指定された空港跡地及びその周辺地域においては土地区画整理事業と合せ、新港地区においては港湾事業の中で、緑地の整備・誘導を促進します。

② 新規整備の緑地における新たな都市景観の創出

新しいまちづくりを進める新市街地においては、市街地にふさわしい緑豊かな風景づくりを図っていきます。

計画5__緑地のネットワーク形成を促進する

市街地（まちなか）の緑地の拠点を有機的につなぎ、連携することによって、緑地の拠点の価値を高め、豊かなまちなかの緑地のネットワークの形成を促進します。

① まちなかの緑地の拠点を結ぶネットワークの強化

市街地の緑地の拠点の強化と周遊のための環境整備（駐車場・駐輪場・休憩所・散策ルート等）に努め、緑地のネットワーク形成を図ります。

② 美しく特徴的な道路緑化の推進

道路空間においては、市街地を特徴づける重要な景観要素であるため、シンボルとなる通りや主要な道路沿道へは積極的な在来種と地域特性に即した緑化を推進します。街路樹の選定・管理にあたっては、街路樹剪定士の活用を図るなど適切な運用を図ります。

注）街路樹剪定士：日本造園建設業協会認定の資格制度。樹木の生理・生態や街路樹に関する専門知識と、伝統的な職人芸とも言える技能を併せ持った者に認定される。

③ オープンスペースの活用と公共施設緑化の推進

緑のネットワークの形成のため、ネットワーク間のオープンスペースの活用や公共施設の在来種と地域特性に即した緑化の推進を図ります。

「基本方針3：集落域の魅力を伝える緑地の形成」に関する計画

計画6__集落の個性を発揮する緑地の形成を推進する

伝統的集落、戦後の開拓集落は、それぞれで地域の自然や歴史、文化、生活や生業からなる緑地の景観を育んでいます。この特徴ある景観を石垣島らしい歴史と文化の緑地をと捉え、文化資源及び集落景観を保全し継承していきます。

① 集落の景観保全(伝統的集落・開拓集落)の推進

集落は、各々の歴史的形成過程に培われた集落形態を保全するとともに、自然環境及び田園風景に調和する集落景観の保全を目指します。

② 集落域の歴史文化資源の保護と景観整備の促進

集落並びに集落域に点在する景勝地や指定文化財などは、周辺緑地を適切に保全するとともに、地域交流となる場所などについては、積極的な緑化と景観整備を推進します。特に自然に近接する場所の緑化に際しては、外来種の侵入防止と在来種の採用に留意します。

③ 幹線道路緑化及びエコロードの推進

主要な幹線道路において、石垣の特色ある豊かな自然環境や歴史文化の魅力を伝えるため、石垣らしい景観の創出を図るとともに、沿道植栽等の維持管理を推進します。

「基本方針4：みんなで支える活力のある緑の景観の形成」に関する計画

計画7__官民連携の緑豊かな風景づくりを促進する

石垣市の緑地を保全・育成していくためには、地域住民のみならず民間事業者の理解と協力がが必要です。石垣らしい緑地を保全し活用するため、官民連携の緑豊かな風景づくりを推進します。

① 官民連携の緑化・美化活動の推進

緑豊かな風景は市民共有の財産であることから、行政と市民の協働による取り組みが重要であり、官民が連携して緑化・美化活動の推進を図ります。

② 民間活力の導入及び民間施設の緑豊かな風景づくりの促進

整備や管理費用の削減や緑地の新しい機能・使い方の拡充を図るため、民間活力の導入を促進します。また、民間施設整備において石垣らしい緑豊かな風景づくりを誘導します。

3. 緑地の保全及び創出の実現の方策【施行規則第6条第1項4号】

本市の緑豊かな風景づくりを推進するうえで、行政が中心となりながら、市民や事業者及び本市にかかわるすべての人たちが協力して取り組んでいくことが必要です。

① 官民一体となった取り組みを推進する

緑豊かな風景づくりの推進を効率的かつ効果的に図っていくために、官民一体となった総合的かつ計画的な取り組みを推進します。

- ・民間土地利用との関連が深い外縁部の樹林地や農地等の保全や、緑地の創出については、特に土地権利者の理解を促し、調整を図ります。
- ・住宅地における屋敷林や樹林地等の身近な緑地について、地区計画等の活用や市民の協力により保全を図ります。

② 庁内連携体制を強化する

緑豊かな風景づくりには多くの部局が関わります。庁内の連携体制を緊密にし、効果的に緑の創出・維持・活用が図られるよう足並みを揃えます。

③ 市民・事業者への情報提供を充実させる

緑豊かな風景づくりへの市民の積極的な参加を促すため、本市が行う緑地の保全や創出の取り組みに関する広報活動をより一層充実させます。景観や環境への取組みが社会活動において大きな付加価値をもたらしていることから、事業者への協力依頼による連携を進めていきます。

4. 緑地の管理【施行規則第6条第1項5号】

「石垣市みどりの基本計画」における緑地には、「地域制緑地（国立公園等法令や条例に定められたもの）」と「施設緑地（公園等）」のほか、道路や公共施設の緑化地、民間施設（住宅など）の緑化地などがあり、管理主体は行政、民間の多岐にわたります。

その多くを管理する行政（国、県、市）の役割は大きいものがありますが、今後の持続的な緑地づくりにおいては、整備や管理費用の削減や緑地の新しい機能・使い方の拡充を図るなど、民間との協働と民間活力の導入の促進が重要となります。

① 行政の緑地管理の強化と効率化

- ・地域制緑地（国立公園、保安林、河川区域、農業振興地域など）については、その法令趣旨に基づき、緑地の管理を徹底します。その中で、「市民の森」の指定管理者制度など、官民一体となった保全を検討し、協働による管理を追究します。
- ・公園、道路等の公共施設では、先導的な緑地の創出に努めるとともに、パークマネジメント等の協働管理の在り方を検討し、管理の効率化に努めます。

② 官民連携の緑化・美化活動支援の推進

- 公園や道路、ポケットパーク等のオープンスペースを花と緑があふれるようにするとともに、緑地の適正管理に努めるため、石垣市民憲章推進協議会の花と緑いっぱい運動部会のような市民が積極的に参画できるような仕組みづくり、体制づくり、支援の充実に努めます。
- 店舗や事務所、リゾートホテルなど民間施設へは、敷地内及び建物緑化への理解促進を積極的に図り、石垣らしい花と緑豊かな風景づくりを目指します。
- 緑地の維持管理や民間緑化の努力について、公的な支援（材料の提供、緑化・環境保全の技術の提供、補助金など）の検討を行います。